

「令和6年度子どもの職業体験事業」企画運営業務 企画提案説明書

1 本説明書について

札幌市が実施する「令和6年度子どもの職業体験事業」企画運営業務の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

2 担当部署

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館7階
札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 岩井・村松

TEL：011-211-2942

FAX：011-211-2971

E-mail:kodomo.kenri@city.sapporo.jp

3 企画競争に付する事項

(1) 業務名

「令和6年度子どもの職業体験事業」企画運営業務

(2) 業務の内容

別添仕様書のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

(4) 予算規模

6,300千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 参加資格要件

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条1項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 札幌市内に本社又は支店等の拠点を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

(2) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適合要件に該当しないこと。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | 5 月 30 日（木） |
| (2) 質問書提出期限 | 6 月 12 日（水） |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 6 月 19 日（水） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 6 月 26 日（水） |
| (5) 審査（ヒアリング） | 7 月上旬を予定
※詳細は申込者に別途通知する |
| (5) 結果通知 | 7 月中旬を予定 |
| (6) 事業開始 | 7 月下旬を予定 |

6 参加手続きに関する事項

- (1) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

令和 6 年 6 月 12 日（水）17 時 15 分必着

イ 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。
なお、電子メールにより提出する場合は件名を『「令和 6 年度子どもの職業体験事業」企画運營業務に関する質問』とすること。

ウ 回答方法

質問への回答は、令和 6 年 6 月 17 日（月）17 時 15 分までに随時ホームページで公開する。

- (2) 参加意向書の提出

ア 提出期限

令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時 15 分必着（郵送の場合も必ず必着とすること）

イ 提出方法

公募型企画競争参加意向書（様式 2）を持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メールにて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記（ア）～（ウ）の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

（ア）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

（イ）提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

（ウ）不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

カ その他

提出期限までに参加意向申出書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

（3）企画提案書の提出

ア 提出期限

令和6年6月26日（水）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、郵送又は持参により提出すること。下記（イ）、（ウ）については9部（正本1部、副本8部）提出すること。

なお、提出に当たっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

（ア）企画提案書提出書（様式3）

（イ）企画提案書

自由様式、A4判片面で作成（枚数は自由）。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すこと。

（ウ）参考見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税相当額も明示すること。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

（4）参加辞退

参加意向申出書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。

(1) 体験プログラムの職業（250名の参加枠を確保する観点で25種類以上）

(2) 職業体験を実施する企業等の開拓方法（折衝方法や募集の手法等）

(3) 職業体験プログラムの企画案

（サンプルとして異なる職業で3案。具体的な体験内容と行程がわかるもの。）

(4) 参加者（子ども）への広報手段や参加申込みの方法

(5) 業務スケジュール・業務体制

（本業務に類似・関係等のある過去の業務実績、着実に実施できる業務スケジュール・業務体制を示すこと。）

(6) 法人の概要が分かるもの

(7) 参考見積書

A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。人件費（社会保険料などの法定福利費を含む。）及び諸経費等の積算根拠が分かるように作成すること。

8 審査

企画提案は、本市が設置する「令和6年度子どもの職業体験事業」企画運營業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査する。企画提案は、委員会において、下記8「評価基準」に基づき、書類及び下記に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

本事業の企画提案者が4者以上となった場合、下記「9評価について（1）評価項目及び評価基準」により企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、企画提案提出者に通知するものとする。

(1) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画提案書の内容及びヒアリングを実施し、採点を行う。予算規模の範囲内で、最低基準点（委員の総合得点の6割）を超え、合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。

イ 合計得点が同点の企画提案書があるときは、「9 評価について」(1) 評価項目及び評価基準の《評価基準表》の「企画提案の具体的内容」の合計得点の最も高い者を契約候補者として選定し、これが同点の場合は「事業への理解・取組姿勢」の合計得点の最も高い者を契約候補者として選定する。これらが同点の場合には、くじ引きによるものとする。

ウ 選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

エ 参加者が1者であっても、最低基準点（委員の総合得点の6割）を超えたときは、契約候補者として選定する。

(2) ヒアリングについて

ア 令和6年7月上旬に実施予定。オンライン参加は不可とし、出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

イ ヒアリングは1者あたり約35分（説明20分、質疑応答約15分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある。）

ウ 配付資料は紙のみとし、紙の配付資料を基に説明すること。（パソコンやスクリーン等の機器は使用しないこととする。）

エ ヒアリングは、事前に提出した企画提案書を用いて行うこと。（ヒアリング当日、審査委員に対して事前提出書類以外の資料を配付することはできない。）

オ ヒアリング日時等詳細については、参加者に別途連絡する。

9 評価について

（1）評価項目及び評価基準

評価基準点は、評価項目ごとに「5点：非常に優秀、4点：優秀、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の合計値に基づき実施委員会が評価を確定することとする。

《評価基準表》

評価項目	評価基準	係数	評価点 上限
事業への理解・ 取組姿勢	業務の目的、条件、内容を正確に理解し、反映した提案内容になっているか	1	5
	実施内容に明確性、意欲、熱意はあるか	1	5
企画提案の 具体的内容	職業は次世代育成の観点や人材不足分野などバランスが取れたものとなっているか	4	20
	企業等が意義やメリットを感じて事業に参加できるような開拓手法が提案されているか	2	10
	十分な参加者を募る工夫が広報などでなされており、参加希望者が容易に参加申込できる手法が提案されているか	4	20
	職業体験プログラム（案）は、企業等と共同し、参加者の興味・好奇心を刺激し、将来への夢を描けるようなものとなるよう工夫がされているか	4	20
その他	過去に当該企画運営業務と同種・類似の事業実績があり、経験やノウハウがあるか	2	10

	事業の実施に当たり、体制やスケジュールは十分なものとなっているか	2	10
合計			100

(2) 評価についての申し立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

10 契約

契約は、選定された契約候補者と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争入札の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合には、順位2位以降の者を繰り上げて、その団体と契約に向けた協議を行う。

11 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。

12 問い合わせ先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館7階
 札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課 岩井・村松
 TEL：011-211-2942
 FAX：011-211-2971
 E-mail:kodomo.kenri@city.sapporo.jp